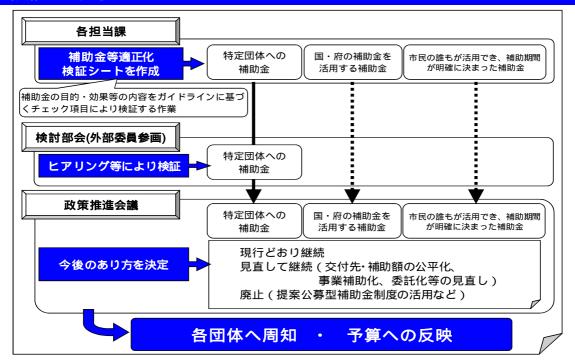
補助金等の見直しについて

1 適正化の基本的な考え方

「公平で、公益性が高い、事業に対する補助金制度」を目指し、既存の補助金等について、「補助金等のあり方に関するガイドライン」による適正化の基本的視点(公益性・公平性・有効性)に基づいて検証し、見直しを行いました。

市民の「なんで!?」を...「なるほど!!」に!! 税金で支援するのに相応しい事業、相手、成果が確保された補助金制度に!! 目的、事業等 公益性 の明確化 なんで、こんなことに? 公平で、 公益性が高い、 要件を見直し 公平性 既存補助金等 事業に対する 対象を拡大 なんで、ここだけ? 補助金制度 成果、効果の 有効性 把握とPR ほんまに役立ってんの?

2 検証の手順



3 見直し検討部会・作業部会での検証状況

使用料・補助金等見直し作業部会

検討部会に先立ち、各補助金等所管課から補助金等の内容についてヒアリング等を行い、ガイドラインに基づく検証が行われているかどうかを検証しました。 (8月~10月にかけて24回開催)

使用料・補助金等見直し検討部会(外部委員参画)

外部委員(学識経験者3人、公募市民2人)参画のもと、8月21日から11月9日にかけて全8回開催し、96件の既存補助金等について、各補助金等所管課から説明を受け、今後の方向性等について意見等を交わしました。

4 既存補助金等の検証結果

(1) 分類別の状況

検討部会では検証を行わず、予算編成等で検証する補助金

- A 国・大阪府の補助制度を活用する補助金(18件)
- B 市民の誰もが活用でき、補助期間が明確に決まった補助金(57件)

特定の団体への補助金(96件)

補助金等の分類		件数	現行どおり 継続	見直して 継続	廃止 新制度 提案公募 創設 自由型等	
С	市民からの利用料だけでは実施が困難な民間事業に対する補助金	6	3	0	2	1
D	市立小・中学校や教職員活動に対する交付金・補助金	6	4	2	0	0
Е	商工業団体が行う事業に対する補助金	10	2	5	0	3
F	農林漁業団体が行う事業に対する補助金	8	3	4	0	1
G	障害者等の当事者団体に対する補助金	10	1	1	6	2
Н	公的委員が円滑に活動するために当該委員で組織する団体への補助金	3	0	3	0	0
Ι	小・中学校区ごとに地域で公益活動を行う団体等に対する補助金	7	4	3	0	0
J	市の事務の代替的な事業を行う団体への補助金	12	2	9	1	0
K	社会教育関係団体に対する補助金	23	0	3	9	11
L	その他の補助金等	11	1	6	0	4
合 計		96	20	36	18	22

現行どおり継続

見直して継続(事業補助化・補助額の適正化・整理統合・直接執行等) 事業ではなく運営費への補助、補助額や交付先の固定化、直接執行が適切など、 ガイドラインの交付基準に合わない補助金について適正化を行います。

廃止(新制度の創設(対象の拡大等)・提案公募型補助金への移行等) 他に同様の活動を行う団体があるにも関わらず特定の団体のみに補助しているものなど、公益性・公平性・有効性に課題がある補助金は一旦廃止し、補助対象の拡大等による新たな補助金の創設や提案公募型補助金(自由型)への移行を促します。

(2) 見直しの期間

検討部会の検証結果を踏まえ、政策推進会議において決定した「見直しの方向性」については、各団体に丁寧な周知を行い、また、経過措置等を設けながら、平成25・26年度の2か年で見直しを行います。

(3) 外部委員からの主な指摘・意見

- ・社会情勢の変化等を踏まえて十分に検証を行い、将来の茨木市のためになる新た なアイデアや取組み等に対する補助金制度を構築してほしい。
- ・運営費 (特に団体管理のための人件費)への補助は行うべきではなく、今後も見 直す必要があるが、ボランティア団体等は合理的な理由による配慮も必要である。
- ・補助金支出による効果をしっかりと測定し、その効果を積極的にPRするべきであり、できないものは補助するべきではない。
- ・補助金制度を活用し、茨木市をより良くする市民活動へ積極的に支援してほしい。
- ・補助金は、基本的には新たな事業への支援とするべきで、いつまでも補助を続けるのではなく、団体等が自立できるよう支援していくべきである。
- ・補助金の検証は、一過性の取組みではなく継続して行うべきである。

各補助金の「見直しの方向性」を実効のあるものとするため、<u>補助金の目的や対象事業の内容、効果等を市民にわかり易く説明するシステム</u>を設け、市民が「なるほど!!」 と思える補助金となるよう、3年に1回を基本に継続的な検証を行います!!